

平成14年度新得町各会計歳入歳出
平成14年度新得町水道事業会計
決算特別委員会会議録

開 会 平成15年9月9日

閉 会 平成15年9月17日

新 得 町 議 会

第 1 日

決 算 特 別 委 員 会
平成15年9月9日(火) 第1号

付託議件名

認定第1号 平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成14年度新得町水道事業会計決算認定について

出席委員(14人)

委員長	宗 像	一	副委員長	川 見 久 雄
委員	金 澤	学	委員	斎 藤 芳 幸
委員	松 尾 為 男		委員	千 葉 正 博
委員	石 本 洋		委員	吉 川 幸 一
委員	廣 山 輝 男		委員	齊 藤 美代子
委員	藤 井 友 幸		委員	青 柳 茂 行
委員	武 田 武 孝		委員	高 橋 欽 造

○欠席委員(なし)

委員外(2人)

監査委員	柴 田 信 昭	議長	湯 浅 亮
------	---------	----	-------

職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 田 中 透 嗣

◎田中透嗣議会議務局長 初の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会でありますので、町議会委員会条例第7条第2項の規定により、本委員会の委員中、年長であります、石本洋委員に臨時委員長をお願いいたします。

◎石本洋臨時委員長 年長の故をもちまして、私が臨時委員長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

開会及び開議の宣告

◎石本洋臨時委員長 ただいまから、各会計並びに水道事業会計決算特別委員会を開会いたします。

(宣告 11時40分)

委員長の互選

◎石本洋臨時委員長 これより、委員長の互選を行います。
お諮りいたします。

委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

◎石本洋臨時委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時41分)

◎石本洋臨時委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時42分)

◎石本洋臨時委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、臨時委員長である私から指名することに決しました。

それでは、委員長に宗像一委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎石本洋臨時委員長 異議なしと認めます。

よって、宗像一委員が委員長に選ばれました。

それでは、ただいま選ばれました委員長と本席を交代いたします。

(就任あいさつ省略)

副委員長の互選

◎宗像一委員長 副委員長の互選を行います。

お諮りいたします。

副委員長の互選については、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎宗像一委員長 異議なしと認めます。

よって、指名推選の方法によることに決しました。

◎宗像一委員長 暫時休憩いたします。

(宣告 11時43分)

◎宗像一委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時44分)

◎宗像一委員長 それでは、指名推選については、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎宗像一委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長である私から指名することに決しました。

それでは、副委員長に川見久雄委員を指名いたします。

ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎宗像一委員長 異議なしと認めます。

よって、川見久雄委員が副委員長に選ばれました。

17日は、午前10時から議場において、本委員会に付託されております各会計並びに水道事業会計決算の審査を行いますので、全委員の出席をお願いいたします。

散会の宣告

◎宗像一委員長 これをもって、本日の各会計並びに水道事業会計決算特別委員会は散会いたします。

(宣告 11時45分)

第 2 日

決算特別委員会
平成15年9月17日(水) 第2号

付託議件名

認定第1号 平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成14年度新得町水道事業会計決算認定について

出席委員(13人)

委員長	宗 像 一	副委員長	川 見 久 雄
委員	金 澤 学	委員	斎 藤 芳 幸
委員	松 尾 為 男	委員	千 葉 正 博
委員	石 本 洋	委員	吉 川 幸 一
委員	廣 山 輝 男	委員	齊 藤 美代子
委員	藤 井 友 幸	委員	青 柳 茂 行
委員	高 橋 欽 造		

○欠席委員(1人)

委員 武 田 武 孝

○委員外(1人)

議長 湯 浅 亮

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊 藤 敏 雄
教育委員会	委員長	小 笠 原 一 水
監 査 委 員	員	吉 岡 正 昭
監 査 委 員	員	柴 田 信 昭

町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴 木 政 輝
総 務 課	長	畑 中 栄 和
企 画 調 整 課	長	浜 田 正 利
税 務 課	長	富 田 秋 彦
住 民 生 活 課	長	小 森 俊 雄
保 健 福 祉 課	長	秋 山 秀 敏
施 設 課	長	村 中 隆 雄

農	林	課	長	長	尾	正						
商	工	觀	光	課	貴	延	之					
兒	童	保	育	課	高	橋	未	治				
老	人	ホ	一	△	所	常	松	敏	昭			
屈	足	支	所	長	長	谷	川	貢	一			
西	十	勝	消	防	組	合	新	得	消	防	署	長
庶	務	係	長	長	飯	山	俊	夫				
財	政	係	長	長	鈴	木	貞	行				
					安	達	貴	広				

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	佐	々	木	裕	二		
学	校	教	育	課	長	高	橋	昭	吾
社	会	教	育	課	長	齊	藤	正	明

農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	加	藤	健	治
---	---	---	---	---	---	---	---

職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	田	中	透	嗣	
書			記	渡	辺	美	恵	子
書			記	田	中	光	雄	

開議の宣告（各会計）

- ◎宗像一委員長 本日の欠席届け出委員は、武田武孝委員 1 人であります。
ただいまから、新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を開会いたします。
直ちに会議を開きます。

（宣告 10時00分）

新得町各会計歳入歳出 総括質疑

- ◎宗像一委員長 本委員会に付託されました認定第 1 号、平成 14 年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

ただいまから決算審査に入ります。

最初に付属資料、監査意見書等も提出されておりますので、一般的・総括的質疑をお受けし、それから歳入歳出決算書の審査に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ◎宗像一委員長 議事に入る前に、委員長からお願いがあります。

質疑、答弁は簡明、簡潔に行うように、また、質問は 1 項目につき 3 回までとして進めたいと思いますので、皆様がたのご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、総括事項についての質疑をお受けいたします。

（「なし」の声あり）

- ◎宗像一委員長 次に進みます。
-

一般会計 歳出 第 1 款 議会費・第 2 款 総務費

- ◎宗像一委員長 それでは、歳入歳出決算事項別明細書に入ります。

最初に一般会計の歳出から入りますが、事項別明細書のページ数を申し上げますので、それによってご発言願います。

なお、発言される際は「何ページの何々」ということを併せて申し出てください。

それでは、68 ページから 95 ページまでの第 1 款、議会費及び第 2 款、総務費全般についてご発言ください。

（「なし」の声あり）

- ◎宗像一委員長 次に進みます。
-

一般会計 歳出 第 3 款 民生費

- ◎宗像一委員長 96 ページから 119 ページ中段までの第 3 款、民生費全般についてご発言ください。藤井委員。

◎藤井友幸委員 2、3 お尋ねをいたします。103 ページの 19 節になりますけれども、身体障害者用自動車改造費 10 万円ということを出ておりますけれども、この改造の内容ですね、財産に関する調書の付属で見ますと 1 台ということになっておりますけれども、どういう内容の改造をしたのかお尋ねをいたしたいと思います。

それから、109 ページに委託料で、インストラクター業務 1, 171 万 8 千円ですけれども、この業務は何名でどのような業務をやっているのか、この 2 点をお尋ねいたしたいと思います。

◎宗像一委員長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。103ページの自動車改造費の内容でございますが、これにつきましては1名分ということでございます。

重度身体障害者の社会復帰を図るといようなことで、道の3分の2の補助事業ということでございまして、内容といたしましては、肢体不自由者の所有する車のハンドルとかクラッチ部分の改造の必要があると、そういう場合には対象となるものでございます。14年度は1名ということでございます。

それから、109ページ、インストラクター業務の内容でございますが、インストラクター2名の派遣を受けまして、一般的なトレーニングの指導とか、あるいは町で主催しますシェイプアップ教室とか、あるいはリハビリ教室とか、それからバランスアップ教室とか、そういう教室の指導をしていただいております。以上でございます。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 障害者の改造の関係ですけれども、今後そういう希望があった場合、受け入れてくれるのかどうか。

それから、このインストラクター業務、2名ということですが、これ不勉強でよく分かりませんが、それなりの有資格者ということになっているのか、その辺お聞きしたいと思います。

◎宗像一委員長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。1点目の自動車改造費でございますが、これにつきましては要綱を設けておりまして、希望者がおりましたら予算措置をしていきたいというふうに考えております。

それから、インストラクターのほうの指導員の資格ということでございますが、町としては資格というのは特に設けておりません。それなりのスポーツができるかたというように、お願いをいたしております。

◎宗像一委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 2点についてお伺いしたいと思います。

1つは99ページの緊急通報システムの設置の関係についてなんですが、これは確か独居老人のかたが設置されるというふうに認識しているわけですが、そういう対象者のかたがだいたいどれくらいいまして、現在設置されているのは何件なのかという点が1つであります。

もう1つは、103ページ、グループホームの建設への補助金が500万円出されておりますけれども、今現在、同様のグループホームの建設の予定とございますか、計画があるかどうか、この2つについてお伺いしたいと思います。

◎宗像一委員長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。緊急通報システムでございますが、65歳以上の一人暮らしのかたとか、あるいは重度身体障害者のかたを対象にいたしております。対象者はおおよそ400名程度いらっしゃいます。今回これを利用されているかたは100世帯ございまして、それぞれボランティアの協力員にご協力をいただきながら設置をいたしております。

それから、グループホームの建設の関係でございますが、今後新たに建設を予定しているというのはいません。

◎宗像一委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 緊急通報システムの関係、対象者が400名の中で100件ということですから、約4分の1しか設置されていないという状態と思うわけですね。

それで約300名のかたがたが、まだこのシステムを利用されていないということでもありますけれども、そういうかたがたへの周知の方法というのは普段どのようなかたちで行われているのか、お聞きしたいと思います。

◎宗像一委員長 秋山保健福祉課長。

◎秋山秀敏保健福祉課長 お答えいたします。緊急通報システムの周知の方法でございますが、これにつきましては、例えば保健師が家庭訪問したときとか、あるいは介護保険の利用者であれば、ケアマネジャーが訪問したときに、それぞれ意向を伺ってくるというようなことで周知を図っております。

◎宗像一委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第4款 衛生費・第5款 労働費

◎宗像一委員長 118ページ中段から133ページ下段までの第4款、衛生費及び第5款、労働費全般についてご発言ください。斎藤芳幸委員。

◎斎藤芳幸委員 衛生費の131ページの13節、委託料の中で、資源ごみ収集業務とありますけれども、あるいはリサイクルごみの収集もありますけれども、これについてお聞きしたいのですが、これは委託料として恐らく町から払われるんでしょうけれども、例えばごみは資源ごみですから、いくらお金になると思うんですよ、業者に売りますと。そうするとそのお金はどのように使われているのか、お聞きしたいと思います。

◎宗像一委員長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 この関係につきましては、資源ごみを回収しているんですけども、その分については、業者についてはなんぼか入っておりますけれども、特に私どもが収入をみるような金額にはなっていないというふうに判断しています。

ただ、金属類だとかビン類だとかというのを集めているんですけども、それは業者が収入としてみていまして、その差額について町が出しているというようなかたちになっています。

◎宗像一委員長 ほかに。藤井委員。

◎藤井友幸委員 131ページの備品のリサイクルセンター用備品購入でございますけれども、これは予算のときにお聞きしたかと思うんですが、この備品の稼働率というのはどの程度なのか、お聞きをいたしたいと思います。

それから133ページの山林労働者事業で31万4千円出ていますけれども、今、山林労働者というのは新得町にどのくらいいるのかお聞きをいたしたいと思います。それとその事業内容、分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

◎宗像一委員長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 お答えいたします。この備品につきましては、平成15年度から収集しましたプラスチックの圧縮機でございますが、現在、稼働率については何パーセントということではとらえておりませんが、実際には非常にプラスチック類が出てきておりますので、だいたい100パーセントに近い稼働率で進んでいるのではないかと考えております。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 お答えいたします。現在、山労新得支部のほうの組合員数は、27名というふうに承知いたしております。

事業の中身でございますけれども、山林労働者の雇用安定、それから職業病予防、振動病関係のアフターというようなかたちで事業を行ってございまして、それらに対しまず補助というかたちで支出をいたしてございます。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 プラスチックの商品化ですけれども、これはこの機械を毎日動かしているわけではないと思うんですよね。それでその出来た製品を売るんですけれども、この機械そのものがどうこうというわけではないんですが、もう少し稼働率を上げるとするのは、材料がなければしょうがないのしょうけれども、その辺どういう考えでおるかお聞きをしたいと思います。

それから山林労働者、今27名ということでお聞きしたんですが、去年から見ると減っているのかなと思いますけれども、これは年々減っていくことになるのかなと思いますけれども。

それともう一つ、この項目でいいますと山林労働者というのは新得に、実際に組合に入っていないかたは労働者でないというものの見方で見ているのかなと思いますけれども、これは俗にいう山労という組織の部分だと思うんですが、そういうことですか。

◎宗像一委員長 小森住民生活課長。

◎小森俊雄住民生活課長 お答え申し上げます。今の稼働率の関係ですけれども、今プラスチックを集めましてリサイクルセンターで処分できない部分がございますので、今の機械で十二分対応できるかなというふうに考えております。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 27名の組合員というようなかたちで山労に加入をしている労働者というようなおさえでございます。

なお、この組織に入っていない労働者のかたもあろうかと思いますが、やはり補助の支出の観点から申し上げますと、やはり組織されているかたがたが対象というようならえ方をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

◎宗像一委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第6款 農林水産業費

◎宗像一委員長 132ページ下段から153ページまでの第6款、農林水産業費全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第7款 商工費

◎宗像一委員長 154ページから165ページ中段までの第7款、商工費全般についてご発言ください。藤井委員。

◎藤井友幸委員 157ページの地場産業再生支援ということで5,000万円あるわ

けですが、これはサホロリゾートに対する支援ということだと思いますけれども、現在サホロリゾートの状況はどのようになっているのか、分かりましたらお知らせをいただきたいと思います。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 お答えいたします。サホロリゾートの入り込みに関しましては、現在の景気の状態、サホロリゾートに限らず低迷傾向というのはリゾート産業の中においてそういう傾向が見られております。

ただ、サホロリゾートも春先、5月連休等において若干の落ち込みはあったようでございますけれども、その後7月、8月、かなりの入り込みをばん回したというふうに聞いてございます。7月の中では札幌近郊の小学校の修学旅行であるとか、本州方面の高校の修学旅行等の受け入れがかなりあったというふうにお聞きをいたしております。

現状の各地で入り込みが減少している中で、健闘をしているなという印象を私どもは持っております。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 今、観光産業というのは非常にどの企業も不況の中にあるかと思っておりますけれども、新得町の加森観光さんですね、今もお聞きをするとそれなりの努力もってやっているということでのいるわけですが。

これ10年間5,000万円ずつ町が支援をするということになっているんですが、これ途中で企業が失敗をしてしまうと無駄な投資ということになるわけですが、その辺やはり町はそれなりの情報を十分にキャッチして、企業というのはこう配が早いわけですから、だめだと思ったらすぐ手を引くというのがありますので、その辺は十分に研究をしていかなきゃならないものかなと思っております。

それと拡張の問題がありましたけれども、これは現在どの程度、どういう話になっているのか分かりましたらお聞きをいたしたいと思っております。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 お答えいたします。加森観光に対します助成金、地場産業再生支援条例に基づきまして10年間、上限5,000万円というかたちで支出をいたすわけでございます。

当然この再生支援を行う時点で将来計画、そういったもの等も十分勘案をいたしまして、先方とのいわゆる信義関係に基づきまして支出をいたすものでございますから、当然その状況等については私どもも把握に努めますし、また先方にもその信義履行というものを確認してまいりたいというふうに考えております。

拡張関係でございますけれども、最近ではスキー場の北側の関係かと思うんですが、ちょっとその情報は入ってきていない状況でございます。現状としてはスキーヤーの減少やそういったようないろんな社会情勢があるかと思っております。なおかつ情報把握に努めたいというふうに考えております。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 今お話しした拡張の関係ですが、企業から要請のあった場合、私はやっぱりそれなりに行政側としても努力をし対応するのが必要かと思っております。

今こういう時代ですから、企業そのものも大変なときであります。ただ大きくすればもうかるのかといったらそうでもない、非常に難しいときだと思いますけれども、その辺は情報を速やかにキャッチする方向でお互いが、行政もそれなりに恩恵がある、企業

も恩恵があるというようなかたちでいかないとだめだと思ってございます。

このサホロリゾートは新得の企業としては非常にたいせつな、どの企業もたいせつでございませうけれども、特に雇用関係等を申し上げると非常に大きなウエートを占める企業だと思っております。

そのようなことで、町も今後できるだけそういう支援体制はやはり考えていくことが必要かと思っておりますので、その辺の考え方についてお聞きをいたしたいと思っております。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 再生支援の助成金でございませうけれども、当然固定資産の額、それからプラスそこで働く従業員の人的要素を加味いたしまして算定いたしております。

そうした中で昨年、算定の基礎となりました従業員数は110名でございませう。そうしたことから一大企業というようなかたちでとらえておりました、これをぜひとも定着していただきたい企業というようなかたちで、私どもも連携を取り合っていきたいなというふうに考えております。

いずれにしても、今後観光の動向、これによって左右される産業ではございませうけれども、私どもも町の一大産業という位置付けを、観光を位置付けておりますので、そういった方向から十分意を配ってまいりたいなというふうに考えております。

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第8款 土木費

◎宗像一委員長 164ページ中段から177ページ下段までの第8款、土木費全般についてご発言ください。藤井委員。

◎藤井友幸委員 173ページの委託料、拓鉄公園動植物調査10万円とありますけれども、この調査はどのようにして行われているのか内容がよく分からないわけですが。

これは調査ですから調査結果もある程度公表してもいいのかなと思っておりますけれども、公表されているのであれば私の勘違いかと思っておりますけれども、その結果と、調査されるかたは、そういう専門的な知識のあるかたが調査しているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

◎宗像一委員長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。この拓鉄公園の動植物生息調査につきましては、新得町のおもしろ調査隊に委託してございます。

この委託につきましては平成12年から3年間引き続きまして、14年度で終わってございます。

調査の内容でございませうけれども、公園内に生えております植物、それから鳥類、昆虫類、水生植物などについて生息調査を実施してございます。

専門的な知識のあるかたがやっているのかというご質問ですが、平成14年でいきますと32日間で延べ69人のかたが調査に参加されまして、それぞれ調査隊のかたが得意とする分野の鳥類ですとか、動植物、それから昆虫類に分けて、季節ごとに調査してございます。

その結果に基づきまして、植物につきましては公園内にございませうあずまや等にカラーパネル写真をもちまして、こういった植物がこの公園に生えているということで表示

してございます。

調査の結果でございますけれども、植物につきましては184種類、鳥類につきましては49種の鳥が飛来しているということでございます。昆虫類につきましては9種類、水生植物につきましては11種類の、合計253種類の動植物が拓鉄公園に生息したり飛来したりしているということでございます。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 今の調査結果、非常に貴重な動植物が生息しているということのようですが、ピーアール的なこともひとつ必要かなと私は思います。

例えば公園の入り口にこういう動植物が生息している、そのことによって生息のために、わざとに草がボウボウになっているというぐらいに書いておかないと、なんで草をボウボウにしているのかと一般の人は見るわけです。

だからそういうことを今後掲示することが必要かと思っておりますけれども、その辺はどうですか。

◎宗像一委員長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 公園のピーアールでございますけれども、今年北海道新聞の補助をもちまして、公園の入り口に掲示板を作りまして、いろいろ行事ですとか鳥の飛来する時季ですとか、こういった花が何月ごろ咲いているとか、そういったものをお知らせするような掲示板を設けてございますし、昨年につきましては3回ほど、時季時季に観察会を催しているところでございます。

今後とも拓鉄公園に草が生えている部分と、ある程度刈っている部分、そして本通の東側のように全く手を加えていない部分ということで、分けて管理しているわけでございますけれども、それらにつきましても時季時季に広報等を通じて町民のかたにピーアールしていきたいということで考えてございます。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 あんまりしつこいといろいろ悪いわけですがけれども、町民からは無駄な投資ではないかという話もあるわけですが、私は決してそういうふうに理解はしないわけですがけれども。

現在、平成14年でもいいんですが、どの程度の人があそこに訪れて公園で楽しんでいるのか、そういう統計は取ったことはありますか。

◎宗像一委員長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 特に統計的なものは取っていないわけでございますけれども、観察会につきましては20人ないし30人のかたが出席されてございますし、散歩コースにされているかたもでございます。

そういったことで利用につきましては今後とも、市街地にすぐ隣接して、あのよう自然を残したままの公園というのは、なかなか造りたくても造れないものですから、大事に保存していかなければならないということで考えてございますし、寄附された拓殖鉄道の意思もございまして、その辺につきましても十分公園の在り方についてのピーアールも含めまして、広報活動をしていきたいということで考えてございます。

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第9款 消防費

◎宗像一委員長 176ページ下段から179ページ中段までの第9款、消防費全般に

ついでご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第10款 教育費(教育総務費～幼稚園費)

◎宗像一委員長 第10款、教育費に入りますが、ページ数が多いので二つに区切って審査いたします。

まず、178ページ中段から199ページ中段までの、第1項、教育総務費、第2項、小学校費、第3項、中学校費、第4項、幼稚園費までについてご発言ください。藤井委員。

◎藤井友幸委員 ちょっと1点、181ページのコンピューター指導員報償費、18万円出ているんですが、この指導員というのは町内にそういう資格というか指導できる人がいるのか、これはよそから指導員を頼んでいるのか、その辺お聞きをしたいと思います。

◎宗像一委員長 高橋学校教育課長。

◎高橋昭吾学校教育課長 コンピューター指導員ですけれども、これは常広に在住しているかたに依頼しております。LANの使い方、あるいは機器トラブルのメンテナンス、それからホームページの作成に関する技術的指導とか、すべてについて指導できるという人ということで、これは各学校の先生がたを指導しているものでございまして、1時間当たり5千円の6時間で、6校それぞれ指導した分でございます。

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第10款 教育費(社会教育費～保健体育費)

◎宗像一委員長 198ページ中段から221ページ中段までの、第5項、社会教育費から第6項、保健体育費までについてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳出 第11款 公債費・第12款 諸支出金・第13款 予備費

◎宗像一委員長 220ページ中段から223ページ終わりまでの、第11款、公債費、第12款、諸支出金、第13款、予備費まで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 一般会計歳出の部を終了いたします。

一般会計 歳入 第1款 町税～第11款 使用料及び手数料

◎宗像一委員長 それでは一般会計の歳入に入ります。16ページをお開き願います。

16ページから35ページ中段までの、第1款、町税、第2款、地方譲与税、第3款、利子割交付金、第4款、地方消費税交付金、第5款、ゴルフ場利用税交付金、第6款、自動車取得税交付金、第7款、地方特例交付金、第8款、地方交付税、第9款、交通安全対策特別交付金、第10款、分担金及び負担金、第11款、使用料及び手数料まで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳入 第12款 国庫支出金・第13款 道支出金

◎宗像一委員長 34ページ中段から47ページまでの、第12款、国庫支出金及び第13款、道支出金全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 次に進みます。

一般会計 歳入 第14款 財産収入～第19款 町債

◎宗像一委員長 48ページから65ページまでの、第14款、財産収入、第15款、寄附金、第16款、繰入金、第17款、繰越金、第18款、諸収入、第19款、町債の歳入終わりまで一括してご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって一般会計を終わります。

国民健康保険事業特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 続いて、特別会計の審査に入ります。226ページをお開き願います。国民健康保険事業特別会計、226ページから254ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。青柳委員。

◎青柳茂行委員 227ページの1款、国民健康保険税の収入未済額が約3,000万円を超えておりますけれども、その中で不納欠損額として4万2千400円処理しておりますけれども、この理由ですね、これをお聞かせいただきたいと思えます。

◎宗像一委員長 富田税務課長。

◎富田秋彦税務課長 お答えいたします。4万2千400円の欠損額があるわけですが、これは地方税法の15条の7の第1項によりまして、いわゆる差し押さえをする財産がない、あるいは行方が分からないというようなことについて、不納欠損処分をするという規定があるわけですが、今回の処分の内容については財産がない、処分する財産がないという事例でございまして、3年間を経過いたしまして処分をしたということでございます。

◎宗像一委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 全体的に3,000万円を超えるいわゆる未済額なんですけれども、これは決して少くない額だと思うんですね。

それで、いわゆる低所得者に対する減免制度というのがあるはずなんですけれども、これを活用されているのかどうなのか、その辺お聞きしたいと思います。

◎宗像一委員長 富田税務課長。

◎富田秋彦税務課長 3,000万円を超える未収額の関係でございしますが、確かに年々増加傾向にあるということは指摘のとおりでございます。

したがって私どもといたしましても、非常に悩みの種であるわけですが、しかし今日の経済の状況の中で非常に納税者のかたがたも大変な状況にあるということに変わりないわけですが、

しかし、私どもといたしましてもこの国保制度の基本となる財政基盤といいましょうか、そういったものについてきちっとした対応をしていくという意味では、あらゆる手

段を講じたかたちの中で滞納解消に向けて努力をしているつもりでございますが、しかしなかなか現実としてこうした滞納額の累積状況ということになっているわけでございます。

ただ、今ご指摘の減免そのものについての適用については、実際のところないわけでございますけれども、この国保税の内容と申しますか、制度の仕組み上、低所得者に対する軽減措置というのがございます。一定の所得のあるなしによって7割軽減、あるいは5割、2割という3本の軽減があるわけですが、そういったかたちの対応で、この低所得者に対する対応については進めてきているということでございます。

ちなみに、この低所得者の軽減にかかわる適用率については、管内的にみますとたいへん高い適用率ということで、今手もとにある資料を見ますと、20市町村中19番から20番の位置にあるのではないかとこのように思っているところでございます。

ご指摘の減免というのは、税そのものを全額、あるいは一部の税額を減免するかというご指摘だろうと思いますが、それについては申請に基づいて行うわけですが、現実にはないということでございます。

◎宗像一委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって国民健康保険事業特別会計を終わります。

老人保健特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 次に進みます。老人保健特別会計256ページから268ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって老人保健特別会計を終わります。

介護保険特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 次に進みます。介護保険特別会計270ページから290ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって介護保険特別会計を終わります。

営農用水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 次に進みます。営農用水道事業特別会計292ページから302ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって営農用水道事業特別会計を終わります。

簡易水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 次に進みます。簡易水道事業特別会計304ページから314ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって簡易水道事業特別会計を終わります。

公共下水道事業特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 次に進みます。公共下水道事業特別会計 316 ページから 334 ページ終わりまでの歳入歳出全般についてご発言ください。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって公共下水道事業特別会計を終わります。

一般会計・特別会計 歳入歳出全般

◎宗像一委員長 以上をもちまして一般会計、特別会計とも審査を終わりますが、ここで全般を通じて、もし発言漏れがありましたら、この際お受けいたします。藤井委員。

◎藤井友幸委員 63 ページの町債ですが、農村総合整備事業、それから商工振興事業それぞれ財務省から借り入れをしているわけですが、これ同じかたち、3年据え置き、10年ということですね、これの利率が違うわけですが、例えば農村総合整備事業、借入先は財務省、過疎債 5,000 万円、3年据え置き、9年間で 0.8。

それから下へいきまして、道路維持事業でもって借り入れというのがあるわけですが、これ3年間据え置き、9年間、利率 0.6。これは借りる時期で違うのか、どうして 0.2 違うのか、何かあると思いますが、お聞きをいたしたいと思います。

◎宗像一委員長 浜田企画調整課長。

◎浜田正利企画調整課長 お答えいたします。金利が違うのは借り入れ時期に差があるからということが1つと。それからもう1つ、借り入れ条件の中に変動金利と固定金利というのがありまして、これの選択によっても金利が変わってくるということで、結果的にこういうかたちになっております。

◎宗像一委員長 藤井委員。

◎藤井友幸委員 私素人だからよく分からないんですが、変動で変わるというんだけど、これは法的にどうしても、例えば 0.8 とありますね。こっちは 0.6。どうしてもそれは 0.6 にならないという理由があるのかと聞いているの。どうして安いほうにしないんだと聞いているんです。その理由はどうなんだと聞いたら、変動があるからといわれても私は分からないと。もう少し分かりやすく説明してほしいですね。

◎宗像一委員長 浜田企画調整課長。

◎浜田正利企画調整課長 後ほど具体的な数字でご説明させていただきます。

◎宗像一委員長 ほかに。青柳委員。

◎青柳茂行委員 157 ページの 19 節、負担金補助及び交付金の関係で、地場産業再生支援、さきほど藤井委員も質問していましたが、加森観光に当面 10 年間にわたって 5,000 万円を補助するという事なんですが、いわゆる加森観光の決算状況ですよね、これに関する町側の監査といいますか、調査といいますか、そういう内容を実施されているのかどうなのか、その辺についてお聞きします。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 お答えいたします。加森観光自体、またサホロリゾートの決算の状況については公表されておりませんので、私どもとしても内容については把握する状況にはございません。

地場産業再生支援事業の助成交付金につきましては、さきほどもお答えしましたように要件が2点というようなことで、その条件に基づいて交付をいたしましよという約束でございますので、その範囲で私ども算定をいたしているという状況でございます。

◎宗像一委員長 青柳委員。

◎青柳茂行委員 公表されていないということでありまして、こちらからそういう内容を、例えば提出していただくという、そういう請求もできないんでしょうか。

◎宗像一委員長 貴戸商工観光課長。

◎貴戸延之商工観光課長 確におっしゃるとおり要請はできないのかということですが、基本的に会社側が公表しないということで、要請はできても実際に回答がくるかどうかというその辺がございまして。

いちおうご指摘のとおり金額もたいへん大きな金額でございまして、公表について内容の公開、それについての要請はしたいというふうに考えております。

◎宗像一委員長 ここで暫時休憩をいたします。11時5分までといたします。さきほどの浜田企画調整課長の答弁は休憩の後にさせていただきたいと思っております。

(宣告 10時50分)

◎宗像一委員長 休憩を解き再開いたします。

(宣告 11時05分)

◎宗像一委員長 さきほどの藤井委員の質問に対しての答弁を願います。浜田企画調整課長。

◎宗像一委員長 浜田企画調整課長。

◎浜田正利企画調整課長 あらためてお答えさせていただきます。一般的に地方債の借り入れに当たっては、年度末ということで借り入れを統一してきております。

そのうえで今回利率の違う件につきましては、まず農村総合整備事業ということで、0.8と。その下が0.6と。この0.2の差なんですけれども、上の0.8の事業につきましては、前年度事業ということで繰り越しをしたものです。その結果、借り入れ時期が同年1月31日ということで、時期がずれている結果で金利が変わってきているということになっております。

それから、同じく金利の違う一番下にあります据え置き3年、借入期間17年、金利0.7ということで、臨時財政対策債ですけれども、これにつきましては変動制ということで借り入れ条件がそういうふうになっていると。具体的に言えば、10年間は現行金利と、11年以降についてはその時点で金利を見直すという借り入れ条件になっております。

次のページにまいりまして、同じく65ページの上のほうにつきましても同様に変動ということで金利に差があります。

その下にあります一般公共事業債の600万円につきましては、これにつきましても前年度事業ということで借り入れ時期が1月31日ということで、ほかと借り入れ時期が違うということで金利が変わっております。

◎宗像一委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって審査を終わります。

それでは本件について採決に入りますが、採決に入る前に討論はありませんか。

(「はい」の声あり)

◎宗像一委員長 これより討論に入ります。

まず、原案反対の委員の発言を許します。青柳委員。

◎青柳茂行委員 さきほどの加森観光に対する1年間5,000万円、10年間にわたって補助するという関係なんですけれども、私は加森観光というのは、アメリカにも事業を出し、札幌、本州方面、こういう不況の時代にかなり手堅く商売をやっていて、かなり商売上手な会社だというふうに伺っております。

当初私は、この5,000万円の補助を出すという話が出た時点で、それほど商売上手な会社にはほんとうに出す必要があるのかどうなのかと。もう少し内容を吟味したほうがいいのではないかというような、そういう希望を持っていたわけなんですけれども。

さきほどの答弁をいただきますと、中身も要請していないという現状の中で、年間5,000万円、10年間で5億円ですから、これは町財政にとって非常に大きな負担になるのは間違いのないと思います。

その辺が直接影響しているかどうか分かりませんが、ごみの有料化問題とか、手数料の引き上げとか、そういう関係で影響しているのではないかというような気がするわけでありまして。

そういう意味で、これまで審議していた内容につきまして、反対の立場から討論したいと思います。

◎宗像一委員長 次に、原案賛成の委員の発言を許します。

これをもって討論を終結します。

それではこれより認定第1号、平成14年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを採決をいたします。

本件については、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手多数]

◎宗像一委員長 挙手多数であります。

よって本件についてはこれを認定することに決しました。

閉会の宣告（各会計）

◎宗像一委員長 以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

よって、平成14年度新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を閉会いたします。

（宣告 11時10分）

◎宗像一委員長 暫時休憩をいたします。

（宣告 11時10分）

◎宗像一委員長 休憩を解き再開いたします。

（宣告 11時11分）

開会の宣告（水道事業会計）

◎宗像一委員長 ただいまから、新得町水道事業会計決算特別委員会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

（宣告 11時11分）

新得町水道事業会計

◎宗像一委員長 それでは、本委員会に付託されました認定第2号、平成14年度新得

町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件の内容審査に入る前に、本決算書の提出者から決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を受けてから内容の審査に入りたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

◎宗像一委員長 それでは決算報告書、事業報告書及び付属資料についての概要説明を求めます。村中施設課長。

[村中隆雄施設課長 登壇]

◎村中隆雄施設課長 平成14年度新得町水道事業会計決算書についてご説明申し上げます。

決算報告書1ページでございますが、収益的収入及び支出の収入、第1款、水道事業収益、7,945万8千240円。支出では第1款、水道事業費用6,980万4千283円となっております。

2ページにまいりまして、資本的収入及び支出であります。収入はございません。資本的支出で不足となる額2,368万4千12円は、当年度分損益勘定留保資金2,184万円、減債積立金取崩し額114万8千12円、当年度消費税資本的収支調整額69万6千円で補てんしてございます。

次、3ページにまいりまして、財務諸表の損益計算書であります。1の営業収益では7,563万4千851円、2、営業費用では6,281万34円、差し引き営業利益1,282万4千817円。3、営業外収益では、91万7千727円。4、営業外費用は、支払利息409万4千790円、差し引き経常利益964万7千754円。特別利益といたしまして、還付加算金、消費税でございますけれども6千203円、当年度純利益が965万3千957円、これに前年度繰越利益剰余金10万6千289円を合わせまして、当年度未処分利益剰余金は976万246円となっております。

次、4ページにまいりまして、貸借対照表でございます。資産の部、固定資産は有形・無形の固定資産の合計が5億1,408万3千634円。流動資産は現金及び預金、未収金、貯蔵品合わせまして、合計7,029万9千879円。資産合計では5億8,438万3千513円でございます。

5ページにまいりまして、負債の部は、流動負債のみで未払金、預り金の合計が305万7千48円。資本の部では、資本金は自己資本金、借入資本金の合計4億2,187万5千265円。剰余金では資本剰余金、利益剰余金を合わせた剰余金合計1億5,945万1千200円。資本の合計5億8,132万6千465円。負債と資本の合計5億8,438万3千513円となっております。

次、6ページにまいりまして、剰余金計算書でございます。1、減債積立金が209万5千258円。2、利益積立金、115万4千円。3、建設改良積立金が5,016万2千642円。積立金の合計は5,341万1千900円となっております。未処分利益剰余金では、1、前年度未処分利益剰余金1,103万8千289円。前年度利益剰余金処分数額1,093万2千円、繰越利益剰余金年度末残高10万6千289円。当年度純利益965万3千957円。当年度未処分利益剰余金976万246円でございます。

資本剰余金の部では、受贈財産評価額、7ページにまいりまして、国庫補助金、一般

会計補助金とも増減はございません。

次、剰余金処分計算書であります。当年度未処分利益剰余金 976万246円から、利益剰余金処分量といたしまして、(2)の利益積立金に48万3千円、(3)の建設改良積立金に917万円、合計965万3千円の積み立てを行い、翌年度に繰り越す利益剰余金は10万7千246円となります。

次に財務諸表付属書類を説明いたします。8ページでございますが、収益費用明細書であります。営業収益の給水収益では、水道料金が7,033万4千761円で、収益の合計では、7,655万8千781円となっております。

9ページ、10ページは、費用の明細を記載してございます。

11ページは固定資産明細書で、有形固定資産と無形固定資産の明細を記載してございます。

12ページは企業債明細書で、年度末未償還残高は2つの表を合わせまして1億8,705万5千258円となっております。

13ページは、積立金計算書で、減債積立金、利益積立金及び建設改良積立金の積立額・処分量及び年度末残高を記載いたしてございます。

次に14ページ、事業報告書についてご説明いたします。

給水戸数2千698戸で、昨年より50戸の増加でございます。

年間総配水量は67万6千360立方メートルで、昨年度と比較いたしまして1.85パーセント増加しております。この増加の理由といたしましては、町がとっている定住対策推進により、戸数、配水量ともに増加してございます。

次に収納対策につきましては、効果のある戸別訪問を積極的に行い、分納などを働き掛けて徴収の努力を行っておりますが、それにも応じない悪質な滞納者につきましては、手続きをとりまして給水停止などを行ってございます。

15ページでございますが、15ページ前段につきましては、説明しておりますので省略いたします。水道料金につきましては、施設の老朽化によると思われる漏水事故も多くなってきておまして、安定供給を行うためにも計画的な修理や更新が必要となります。受益者のかたに応分の負担をお願いして修理や更新費用の財源確保をしていかなければならないと考えており、料金の値上げにつきましても、検討を行ってまいります。

今後とも安全で安定した水の供給を行うためにも、健全経営、経費の節減を行う努力をしてまいりたいと思っております。

16ページにつきましては、議会議決事項と職員数の現況を記載してございます。

17ページにつきましては、職員の給料の明細を、18ページにつきましては、水道工事の施工状況を記載してございます。

19ページにつきましては、委託業務の状況を、20ページでは業務量を記載してございます。

21ページでは、事業収入及び事業費に関する事項を記載してございます。

22ページは、附帯事項といたしまして給水装置工事の内訳を記載してございます。

23ページは、費用の構成比の内訳を記載しており、一番下の給水原価につきましては、昨年より若干上がりまして108円91銭となっております。

次に別冊の資料についてご説明申し上げます。後ろの6ページでございますが、十勝管内の家庭用の水道料金調べを記載してございまして、7ページでは道内の水道料金調べを記載してございます。これによりますと十勝管内では一番安く、道内でも3番目に

安い料金となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

[村中隆雄施設課長 降壇]

◎宗像一委員長 以上で説明が終わりました。

それでは、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。石本委員。

◎石本洋委員 本来なら公営住宅のほうで質問したほうがいいのかなと思うんですが、ただ、水の質に関係する問題ですので、ここでちょっと質問させていただこうと思います。

実は、最近本州からおいでになったかたのところへお伺いしまして、「新得の水道はおいしいでしょう」というお話しをしました。あいまいのない返事が返ってきましたが、その中でどうも水を出すと茶色っぽい水が出てくるのでだめだというお話しで、周りの公営住宅のかたにお伺いしても皆同じようなお話しだと、こういうことなんですね。それで自分でよそへ行ってタンクで水を買ってくると、こういうようなお話しでした。

翻って、わが家の水道はどうだったかなと思いますと、わが家の水道は、洗面するときにお湯を出しますよね。そうすると温かいお湯が出てくるまではやっぱり茶色っぽいんですよ。歯磨き用のコップが真っ白なので、それに色が付くわけですよね。温まってくると透明になるわけです。

それでだぶん、わが家の水が出てくる導水管が、要するに劣化しているのかなというふうに考えているのですが、とにかく温まれば透明になるから我慢して使っているわけなんです。さきほどのお話しのかたにも少し出していれば直るんでないですかというお話しをするんですが。

ただ、そういうかたがたというのは内地で、ひねるとすぐ透明な水が出てくるという経験をされているかたたちが、新得では茶色っぽい水が出てくるよとこういうことなので、これはたぶん公営住宅の導水管が劣化しているのかなというような感じがするわけなんです。これを修理するのはどこが修理するのか。ほんとうに劣化によるものなのかどうなのか。そして仮にそういうことがあれば、あの公営住宅の一带の人が皆同じだということから、その一带を調査して指導すると。それをどういうふうに、こうやったら最初から透明な水が出てきておいしいよということが分かるようにするか。

いろいろ対策は、それぞれ担当者のほうでやられることだと思うんですが、そういう事例がありますので、おいしい水という観念でお伺いしたところがそういうショッキングな答えだったので、たいへん残念だなと、こういうことなんですよ。

そういうことで、なにかそういう面の対策を考えられたらよいのではなからうかということで、決算に絡んでお話しをさせていただきました。

◎宗像一委員長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 お答えいたします。その出てくる水が、今、石本委員がおっしゃいますと、ボイラーを通じて出てくる水だと思います。ボイラーを通じて出てくる水につきましてはボイラーの中が、毎日使っていればよろしいのでしょうかけれども、毎日使っていない部分については、やはり最初は茶色い水が出てくる場合もあります。

公営住宅ということで今のお話しでございますので、後ほど場所をお聞きいたしまして、その公営住宅から私どもにはそういう話はございませんので、公営住宅全体なのか、それとも棟だけなのか、その辺を聞きまして、実態を調査しまして、直接使っている水なのか、それともボイラーを通してきている水なのか併せて調査して解明したいと思

います。

◎宗像一委員長 石本委員。

◎石本洋委員 そういふことで私も、本管から導水してくるまでのポリ管かなというふうには思っているんですが、それを修理する、あるいはどうやったらいいのかという指導はどういふふうになりますか。

◎宗像一委員長 村中施設課長。

◎村中隆雄施設課長 公営住宅につきましては町のほうで修理すると思います。

一般家庭につきましては、そういった事例がございましたら広報等を通じまして具体的にお話ししていただきまして、メーター器から中は使っているかたの責任において直していただくことになると思いますけれども、その辺の技術指導につきましても町のほうでしたいと考えてございます。

◎宗像一委員長 ほかに。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 ないようですので、これをもって質疑を終わります。

それでは本件について採決に入りますが、採決に入る前に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎宗像一委員長 これをもって討論を終結します。

それではこれから認定第2号、平成14年度新得町水道事業会計決算認定についてを採決いたします。

本件について、これを認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[挙手全員]

◎宗像一委員長 挙手全員であります。

よって本件については、これを認定することに決しました。

閉会の宣告(水道事業会計)

◎宗像一委員長 以上をもって、本委員会に付託されました案件審査は終わりました。

よって新得町水道事業会計決算特別委員会を閉会いたします。

(宣告 11時30分)

町議会委員会条例第25条第1項の規定により署名
(または記名押印)する。

臨時委員長

委員長

副委員長

平成14年度新得町各会計歳入歳出・平成14年度新得町水道事業会計
 決算特別委員会会議録目次

第1日(15.9.9)

開会及び開議の宣告	2
委員長の互選	2
副委員長の互選	2
散会の宣告	3

第2日(15.9.17)

開議の宣告(各会計)	6
平成14年度新得町各会計歳入歳出	
・総括質疑	6
・一般会計	
歳出	
第1款 議会費・第2款 総務費	6
第3款 民生費	6
第4款 衛生費・第5款 労働費	8
第6款 農林水産業費	9
第7款 商工費	9
第8款 土木費	11
第9款 消防費	12
第10款 教育費(第1項 教育総務費から第4項 幼稚園費)	13
第10款 教育費(第5項 社会教育費から第6項 保健体育費)	13
第11款 公債費・第12款 諸支出金・第13款 予備費	13
歳入	
第1款 町税から第11款 使用料及び手数料	13
第12款 国庫支出金・第13款 道支出金	14
第14款 財産収入から第19款 町債	14
・国民健康保険事業特別会計	14
・老人保健特別会計	15
・介護保険特別会計	15
・営農用水道事業特別会計	15
・簡易水道事業特別会計	15

- ・ 公共下水道事業特別会計 1 6
- ・ 一般会計、特別会計 歳入歳出全般 1 6

閉会の宣告（各会計） 1 8

開会の宣告（水道事業会計） 1 8

平成 1 4 年度新得町水道事業会計 1 8

閉会の宣告（水道事業会計） 2 2